

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年10月20日
【発行者名】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	大和証券株式会社 後藤 真弓
【電話番号】	03-5555-3427
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の名称】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前 償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）
【届出の対象とした募集内 国資産流動化証券の金額】	260億円
【縦覧に供する場所】	全共連第3回劣後ローン流動化株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本社債の利率、券面総額等が決定され、また、2023年10月3日付をもって提出した有価証券届出書及び2023年10月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項にその他の訂正理由が生じたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 (特定) 社債（（特定）短期社債を除く。）
- 2 内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等
- 3 券面総額
- 5 発行価額の総額
- 7 利率
- 14 引受け等の概要

第二部 管理資産情報

- 第1 管理資産の状況
- 2 管理資産を構成する資産の概要
 - (3) 管理資産を構成する資産の内容
- 3 管理及び運営の仕組み
 - (1) 資産管理等の概要
 - ② 管理報酬等

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【（特定）社債（（特定）短期社債を除く。）】

2【内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等】

<訂正前>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2023年10月20日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会（以下「JA共済連」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2023年10月30日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で500億円(予定)(注)をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）をJA共済連に対して取得します。

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2023年10月20日頃に決定される予定です。

<中略>

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は21,800株（予定）、その払込金額の総額は1,090,000,000円（予定）です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

(注) 上記の発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数及び払込金額の総額は、本届出書提出日現在の見込数及び見込額であり、後記3「券面総額」記載の本社債の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定です。なお、それぞれ以下の算式によって算出されます（払込金額につき50,000円未満の端数は切上げ）。

払込金額（※1）＝532,000,000円＋後記3「券面総額」記載の本社債の総額×1.07%（※2）

（※1）上記算式により計算された金額に100,000円を加えた金額が1,000百万円超となる場合には、上記算式は「払込金額＝555,000,000円＋後記3「券面総額」記載の本社債の総額×1.07%（※2）」と変更されます。

（※2）後記3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料及び発行会社運営費を算出する割合です。

株式数＝払込金額÷50,000円

<後略>

<訂正後>

<前略>

(2) 内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等

<中略>

(c) 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2023年10月20日付で大和証券及び全国共済農業協同組合連合会（以下「JA共済連」といいます。）の間で締結される劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2023年10月30日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で260億円をJA共済連に対して劣後ローンとして貸し付け、劣後ローンの元利払請求権及びこれらに関連する一切の権利（以下「本劣後ローン債権」といいます。）をJA共済連に対して取得します。

<中略>

本届出書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

<中略>

「A種優先株式」とは、発行会社とその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従ってJA共済連に発行するA種優先株式をいいます。発行会社が払込期日までに発行するA種優先株式の株式数は16,204株、その払込金額の総額は810,200,000円です。発行会社は、かかる金額の2分の1ずつを資本金及び資本準備金に、それぞれ計上します。

<後略>

3【券面総額】

<訂正前>

金500億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。

<訂正後>

金260億円

5【発行価額の総額】

<訂正前>

金500億円(予定)

(注) 上記の金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。

<訂正後>

金260億円

7【利率】

<訂正前>

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月30日（当日を含みます。）までは年(未定)%（仮条件提示時において市場の慣行として7年満期の円建て社債の条件決定において参照する10年国債の流通利回り（年2回複利ベース）に1.20%を加えた値～同利率に1.30%を加えた値を仮条件とします。）(注)とし、(b)2030年10月30日の翌日（当日を含みます。）から2033年10月30日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に(未定)%（年率）（加算率については、1.20%～1.30%を仮条件とします。）(注)を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間については当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%（年率）（加算率については、2.20%～2.30%を仮条件とします。）(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

(注) 上記各利率は、上記仮条件により需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。なお、(a)における加算率と(b)における加算率は同率とし、(c)における加算率は、(b)における加算率に1.00%を加えた値とします。

<後略>

<訂正後>

(1) 本社債の利率は、(a)払込期日の翌日（当日を含みます。）から2030年10月30日（当日を含みます。）までは年1.756%とし、(b)2030年10月30日の翌日（当日を含みます。）から2033年10月30日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に1.200%（年率）を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間については当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.200%（年率）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

<後略>

14【引受け等の概要】

<訂正前>

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	1. 引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2. 本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	<u>(未定)</u> <u>(注)</u>	
合計	—	50,000	—

(注) 引受額の合計額は、本届出書提出日現在の見込額であり、需要状況を把握した上で、2023年10月20日頃に決定される予定です。また、各引受会社の引受額の内訳についても2023年10月20日頃に決定される予定です。

<訂正後>

本引受契約の条項に基づき、以下の金融商品取引業者は、下記のとおり本社債の総額につき、それぞれ連帯して買取引受を行います。

金融商品取引業者 (以下、下記の会社を「引受会社」と総称します。)		引受額 (百万円)	引受の条件
会 社 名	住 所		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	13,000	1.引受会社は、連帯して本社債の総額を引き受けます。 2.本社債の引受手数料は、各本社債の金額100円につき、金60銭とします。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	5,850	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,590	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,560	
合計	—	26,000	—

第二部【管理資産情報】**第1【管理資産の状況】****2【管理資産を構成する資産の概要】**

(3)【管理資産を構成する資産の内容】

<訂正前>

本劣後ローン債権の概要

<中略>

(a) 金額

金500億円（予定）

(注) 上記金額は、本届出書提出日現在の見込額であり、2023年10月20日頃に決定される予定です。

<中略>

(f) 利率

ア 本劣後ローンの利率は、(a)当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年(未定)%(注)とし、(b)2030年10月30日の翌日（当日を含みます。）から2033年10月30日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に(未定)%(年率)(注)を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回しません。

(注) 上記(a)の利率並びに(b)及び(c)における各加算率は、2023年10月20日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に、前記第一部第1、7「利率」(1)(a)の利率並びに(b)及び(c)における各加算率と、それぞれ同率で決定されることが予定されています。

<中略>

(g) 利息支払の方法及び制限

ア 利息支払の方法

- ① 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」ア(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は(未定)円(注)です。

(注) 上記金額は、2023年10月20日頃に行われる本社債の利率の条件決定と同時に決定されることが予定されています。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、前記(f)「利率」ア(b)又は(c)に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

<後略>

<訂正後>

本劣後ローン債権の概要

<中略>

(a) 金額

金260億円

<中略>

(f) 利率

ア 本劣後ローンの利率は、(a)当初利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間については年1.756%とし、(b)2030年10月30日の翌日（当日を含みます。）から2033年10月30日（当日を含みます。）までは、利率改定日に改定され、当該利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における3年国債金利に1.200%（年率）を加えた値とし、(c)2033年10月30日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、当該各利率改定日に係る改定後利率適用期間における各本劣後ローン利息計算期間について、当該各改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に2.200%（年率）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回りません。

<中略>

(g) 利息支払の方法及び制限

ア 利息支払の方法

- ① 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記(f)「利率」ア(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。当初利率適用期間における各本劣後ローン利払日に支払われるべき利息の金額は228,280,000円です。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に、前記(f)「利率」ア(b)又は(c)に基づき決定される利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

<後略>

3【管理及び運営の仕組み】

（1）【資産管理等の概要】

②【管理報酬等】

<訂正前>

<前略>

- i 当初支払手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債事務受託会社に対する社債事務委託手数料、本資産管理受託会社に対する資産管理委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。）等印刷費用、A種優先株式の発行に係る登録免許税、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約391百万円（注）です。

（注）上記概算額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定です。なお、以下の算式によって算出されます。

当初支払手数料概算額(※1)＝53百万円＋（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.607%（※2）×1.10＋（前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」（2）「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額の2分の1）×7/1000（※3）

（※1）（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.007%で計算された金額が13百万円を超える場合は、上記算式の「（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.607%」の部分は、「（前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額）×0.600%（※4）+13百万円」と変更されます。

（※2）前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料等を算出する割合です。

（※3）前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」（2）「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額に応じて変動する登録免許税を算出する割合です。

（※4）前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額に応じて変動する引受手数料を算出する割合です。

- ii 期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

<中略>

- （v）発行会社は、年間950,000円（注）の法人住民税を支払います。

（注）上記金額は、前記第一部第1、3「券面総額」記載の本社債の総額を500億円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額はかかる本社債の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定です。なお、本社債の総額が決定されることに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額に100,000円を加えた金額が1,000百万円以下となる場合は、上記金額は、290,000円と変更されます。

- （vi）上記（i）ないし（v）以外の主な期中費用として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約15百万円（注）です。

（注）上記概算額は、前記第一部第1、2「内国資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」（2）「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記載のA種優先株式の払込金額の総額を1,090,000,000円と仮定して算出された本届出書提出日現在の見込額であり、最終的な金額は本社債の総額が決定される

ことに伴い決定されるA種優先株式の払込金額の総額と同時（2023年10月20日頃）に決定される予定
です。なお、以下の算式によって算出されます。

前記(i)ないし(v)以外の主な期中費用概算額（年間）＝9百万円＋（前記第一部第1、2「内国
資産流動化証券の形態及び基本的仕組み等」(2)「内国資産流動化証券の基本的仕組みの概要等」記
載のA種優先株式の払込金額の総額+10万円）×0.525%(※)

(※)いわゆる外形標準課税の税率です。

<訂正後>

<前略>

- i 当初支払手数料として、発行会社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債事務受託会社に対する社債事務委託手数料、本資産管理受託会社に対する資産管理委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。以下同じです。）等印刷費用、A種優先株式の発行に係る登録免許税、その他当初において会社の設立・維持のために発行会社が負担すべき費用等を支払うものとし、その合計は約230百万円です。
- ii 期中費用として、発行会社は、以下の費用を支払います。

<中略>

- (v) 発行会社は、年間290,000円の法人住民税を支払います。
- (vi) 上記(i)ないし(v)以外の主な期中費用として、発行会社は、本格付機関に対する格付監視手数料、発行会社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他発行会社を維持するために必要となる費用等を支払うものとし、その合計は年間約14百万円です。